

令和 3 年 11 月 20 日

一般社団法人SOLA 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和 3 年 11 月 20 日 ～ 令和 6 年 9 月 30 日までの 2 年 10 カ月 間

2.内容

目標 1:「不妊治療と仕事の両立支援について」

働きながら不妊治療を受ける従業員の退職を予防します。不妊治療などの通院に備えて、期限を迎える年次有給休暇の積立を可能とする休暇制度を新設します。

(対策)

- 令和3年11月から、従業員と聴き取りや話し合いを継続して行い、積立の使用できる範囲を定める。
- 令和6年度初旬までに、上記施策の運用を開始する。

目標 2:「障がいのある子の養育と仕事の両立支援について」

子の看護休暇の対象年齢を、子の障がい程度などにより、拡充する制度を新設します。
介護休暇の対象となる「常時介護」の状態以外の障がい児童にも対応できる休暇とします。

(対策)

- 令和3年11月から、従業員と聴き取りや話し合いを継続して行い、具体的な範囲を取り決める。
- 令和6年度初旬までに、上記施策の運用を開始する。

目標 3:「年次有給休暇の時間単位取得について」

現在「半日単位」の取得としている年次有給休暇について、「時間単位」取得を可能にします。

(対策)

- 令和3年11月から、従業員と聴き取りや話し合いを継続して行い、運用の方法を検討する。
- 令和6年度初旬までに、上記施策の運用を開始する。